

○総務省告示第二百六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を次のように定め、平成二十九年七月一日から施行する。

平成二十九年六月二十八日

総務大臣 山本 早苗

周波数の範囲（注1）	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力（注2）	備考
429.16875MHz から 429.74375MHz まで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.02W以下	注3
920.3MHz から 920.5MHz まで	近畿総合通信局管内	平成31年3月31日まで	4W以下	注4 空中線電力は、1W以下に限る。
920.5MHz から 928.1MHz まで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.2W以下	注3、注5及び注6
926.9MHz から 927.1MHz まで	近畿総合通信局管内	平成31年3月31日まで	20W以下	注4 空中線電力は、5W以下に

				限る。
2400MHz から 2483.5MHz まで	九州総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	0.45W以下	注 3、注 5 及び注 7
2445MHz から 2455MHz まで	近畿総合通信局管内	平成 30 年 3 月 31 日まで	7950W以下	注 4 空中線電力は、100W 以下 に限る。
5490MHz から 5690MHz まで	関東総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	0.4W以下	注 8
	東海総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	0.4W以下	注 9
	中国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	0.4W以下	注 10
	四国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	0.4W以下	注 11
5650MHz から 5755MHz まで	関東総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W以下	注 12

(注 1) 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

(注 2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであるこ

と。

(注3) 福岡県福岡市南区的場の区域に限る。

(注4) 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70番地の区域に限る。

(注5) 福岡県福岡市博多区東平尾公園、同区竹下及び同区美野島の区域に限る。

(注6) 福岡県福岡市中央区大名及び同市博多区博多駅東の区域に限る。

(注7) 福岡県福岡市西区元岡の区域に限る。

(注8) 東京都西多摩郡檜原村倉掛、同村藤原、同村三都郷及び同村本宿並びに同郡奥多摩町白丸及び同町氷川の区域に限る。

(注9) 愛知県名古屋市長久寺区大字上志段味東谷、同県豊田市小田木町タカドヤ、同市黒田町及び同市深見町、同県西尾市港町、同県知多市緑浜町、同県尾張旭市大字新居、同県長久手市茨ヶ廻間及び同市岩作三ヶ峯並びに同県北設楽郡設楽町田峯及び同町西納庫の区域に限る。

(注10) 広島県三原市久井町吉田、同県尾道市尾崎本町、同市瀬戸田町萩、同市御調町津蟹、同市御調町野間、同市向島町及び同市向東町、同県福山市内海町及び同市沼隈町、同県東広島市河内町小田並びに同県廿日市市吉和の区域に限る。

(注11) 愛媛県今治市上浦町盛の区域に限る。

(注12) 東京都あきる野市乙津、同市切欠、同市戸倉、同市小和田、同市三内、同市菅生、同市深沢及び同市養沢の区域

に限る。